

## 専用水道の水質検査等について

専用水道により供給される水は、水質基準に適合しなければなりません。そのため、専用水道の設置者は、定期及び臨時に、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託して、水質検査を行ってください。

### 1. 定期の水質検査

#### ○原水について

水源ごとに、水質が最も悪化していると考えられる時期（降雨、降雪、洪水、濁水等）を選定して、少なくとも毎年1回は定期的に、全項目から消毒副生成物を除いた項目について実施し、その結果を一定期間保存しておくこと。

### 2. 浄水について

#### ○採水場所

末端の給水栓での採水を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

※ 原則として、給水系統ごとに1地点以上選定してください。ただし、1つの給水系統において検査を行うことにより、他の給水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除きます。また、検査項目ごとに異なった給水栓が選定されないようにすること。

※ 検査する水の採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるように設定するとともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要です。

#### ○ 毎日検査

- ・ 3項目（色、濁り、残留塩素）について、1日1回以上行ってください。
- ・ 色及び濁りについては、目視による検査でもかまいません。
- ・ 残留塩素については、遊離残留塩素が0.1mg/l（結合残留塩素の場合は0.4mg/l）以上保持されていることを確認すること。

○ 1か月に1回、3か月に1回の頻度で行う定期検査

1か月に1回行う検査と、3か月に1回行う検査があります。これらの検査は、過去の検査結果や原水等の状況などにより、検査回数を減らしたり、あるいは省略したりすることが出来ます。詳しくは、別紙「浄水の定期水質検査項目（水質基準項目）」を参照してください。なお、省略した検査項目については、水質に変化がないことを確認する必要がありますので、概ね3年に1回、全項目検査を実施すること。

○ 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行ってください。なお、全項目検査が原則となりますが、省略可能項目のうち行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、その項目については省略する事が出来ます。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められるとき。

3. 水質検査結果の保存期間

水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。

4. 健康診断

専用水道の設置者は、供給する水が、感染症を引き起こす菌に汚染されるのを防ぐため、水道の取水場、浄水場又は配水池において維持管理の業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について定期及び臨時の健康診断を行ってください。また、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間保存すること。

① 定期の健康診断（概ね6ヶ月ごと）

② 検査項目

病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌と対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとする。

## 5. 水質検査計画の作成

専用水道設置者は、毎事業年度の開始前に、水源やその周辺の状況等を勘案して、どのように水質検査を実施するかについての「水質検査計画」を策定しなければならない。なお、水質検査計画に記載しなければならない事項は次のとおりです。

- 1) 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの  
…原水から、給水栓にいたるまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上留意すべき事項
- 2) 定期の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由  
…水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、採水の場所・検査の回数に関する事項
- 3) 定期の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由  
…水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、省略する項目に関する事項
- 4) 臨時の検査に関する事項  
…臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等に関する事項
- 5) 水質検査を委託する場合における当該委託の内容  
…委託先の検査機関の名称・所在地・連絡先、委託に関する事項など
- 6) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項  
…水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び頻度及び信頼性の保証に関する事項、関係者との連携に関する事項など

専用水道 水質検査項目表

番号	検査項目名	確認申請時	給水開始前	毎月検査	3ヶ月に一回以上検査	原水全項目 少なくとも毎年一回検査
1	一般細菌	○	○	○		○
2	大腸菌	○	○	○		○
3	カドミウム及びその化合物	○	○		△	○
4	水銀及びその化合物	○	○		△	○
5	セレン及びその化合物	○	○		△	○
6	鉛及びその化合物	○	○		△	○
7	ヒ素及びその化合物	○	○		△	○
8	六価クロム化合物	○	○		△	○
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○		○	○
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		△	○
11	フッ素及びその化合物	○	○		△	○
12	ホウ素及びその化合物	○	○		△	○
13	四塩化炭素	○	○		△	○
14	1,4-ジオキサン	○	○		△	○
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○		△	○
16	ジクロロメタン	○	○		△	○
17	テトラクロロエチレン	○	○		△	○
18	トリクロロエチレン	○	○		△	○
19	ベンゼン	○	○		△	○
20	塩素酸		○		○	
21	クロロ酢酸		○		○	
22	クロロホルム		○		○	
23	ジクロロ酢酸		○		○	
24	ジブロモクロロメタン		○		○	
25	臭素酸		○		○	
26	総トリハロメタン		○		○	
27	トリクロロ酢酸		○		○	
28	ブロモジクロロメタン		○		○	
29	ブロモホルム		○		○	
30	ホルムアルデヒド		○		○	
31	亜鉛及びその化合物	○	○		△	○
32	アルミニウム及びその化合物	○	○		△	○
33	鉄及びその化合物	○	○		△	○
34	銅及びその化合物	○	○		△	○
35	ナトリウム及びその化合物	○	○		△	○
36	マンガン及びその化合物	○	○		△	○
37	塩化物イオン	○	○	◇		○
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	○		△	○
39	蒸発残留物	○	○		△	○
40	陰イオン界面活性剤	○	○		△	○
41	ジェオスミン	○	○	□		○
42	2-メチルイソボルネオール	○	○	□		○
43	非イオン界面活性剤	○	○		△	○
44	フェノール類	○	○		△	○
45	有機物（TOC）	○	○	◇		○
46	PH値	○	○	◇		○
47	味	○	○	◇		○
48	臭気	○	○	◇		○
49	色度	○	○	◇		○
50	濁度	○	○	◇		○

## 水質検査表の解説

### △の項目（省略可能項目※）

水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合（過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とする。

### □の項目

水源における当該事項（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる時期を除き、おおむね1ヶ月に1回以上とすること。

### ◇の項目

当該項目物質について、供給水を連続的に計測及び記録がなされている場合、3ヶ月に1回以上とすることができる。

※省略可能項目については、過去3年間の結果を基に検査を省略できることになっているので、専用水道を新規で設置した場合は、3年間全ての項目について検査が必要になります。